

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○ 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行令（平成二十八年政令第二百二十四号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

（法第二条第一項第一号ハの政令で定める国の行政機関及びその
府舎）

第一条 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の
禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号。以下「法」という
。）第二条第一項第一号ハの政令で定める国の行政機関は、次の
表の上欄に掲げるとおりとし、同号ハの政令で定める府舎は、同
表の上欄に掲げる国の行政機関ごとに、それぞれ同表の下欄に掲
げるとおりとする。

現 行

（法第二条第一項第一号ハの政令で定める国の行政機関及びその
府舎）

第一条 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の
禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号。以下「法」という
。）第二条第一項第一号ハの政令で定める国の行政機関は、次の
表の上欄に掲げるとおりとし、同号ハの政令で定める府舎は、同
表の上欄に掲げる国の行政機関ごとに、それぞれ同表の下欄に掲
げるとおりとする。

内閣府	内閣官房	国の行政機関	府舎
一 （略） 二 東京都港区虎ノ門二丁目二番三号に所在する府舎	一・二 （略） 三 東京都港区赤坂二丁目四番六号に所在する府舎		

内閣府	内閣官房	国の行政機関	府舎
一 （略） 二 東京都港区赤坂五丁目二番二十号に所在する府舎	一・二 （略） (新設)		

(略)

(略)

(略)

(略)